令和７年 11 月 25 日

お客さま各位

甲府信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

日頃から、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、官民一体となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、下記のとおり対応させていただきます。

当金庫では手形・小切手に代わる決済手段として、電子記録債権（でんさい、でんさいライト）やインターネットバンキング、法人向けクレジットカードをご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

記

対応事項	実施（予定）日	留意事項
でんさいライト取り扱い開始	令和６年 11 月 18 日（月）から ※ 実施済	パソコンだけでなく、スマホ、タブレットからもご利用いただけます。
当座預金の新規口座開設の終了	令和７年２月３日（月）から ※ 実施済	開設済の口座は引き続きご利用いただけます。
令和９年４月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付終了	令和７年２月３日（月）から ※ 実施済	対象の手形・小切手は支払呈示期間中に支払金融機関にご提示ください。
「当座勘定払戻請求書」の取り扱い開始	令和７年 10 月１日（水）から ※ 実施済	払戻に際して小切手の代わりにご利用いただけます。
手形・小切手帳（※）および自己宛小切手の発行終了 ※ 署名鑑印刷サービス含む	令和８年３月 31 日（火）をもって発行受付終了	発行受付終了日時点でお持ちの手形・小切手は、引き続きご利用いただけます。
手形・小切手（自己宛含む）の最終振出期限の設定	令和８年９月 30 日（水）を最終振出日	最終振出日を超えて振り出された手形・小切手は決済できません。
出納代手・代金取立の受付終了（他金融機関払い）	令和８年９月 30 日（水）をもって受付終了	受付終了日以降、手形・小切手を受け取った場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法をご相談ください。
出納代手・代金取立の受付終了（本支店払い）	令和９年３月 31 日（水）をもって受付終了	
手形用紙による割引手形の終了	令和９年３月 31 日（水）支払期日分まで	でんさい割引は引き続きお取り扱いできます。

【お客さまからのお問い合わせ先】
甲府信用金庫
事務統括部事務集中課
電話番号：055-231-2811

以上